

【令和6年3月29日】火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について(貯蔵の技術基準の見直し)

本件の概要

今般、火薬類取締法施行規則及び関係告示の一部を改正するとともに、「機能性基準の運用について」（通達）の一部を改正しましたのでお知らせします。

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの、必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。このため、平成26年度の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会より技術基準について性能規定化を中心とした見直しの議論が進められてきたところ。今般、これまでの議論を踏まえ、火薬類の貯蔵の技術基準の一部について改正を行う。

2. 主な改正事項

(1) 貯蔵の技術基準の性能規定化

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要があるものについて性能規定化を行うとともに、これまで省令に記載されていた仕様については例示基準（内規）として記載する。これにより、例示基準に従っている場合は従来と同等の安全性を確保することが可能となり、一方で、例示基準に従わない場合であっても、事業者が自ら安全性を証明することによって、多様な手法を選択することが可能となる。

例：火薬庫外に貯蔵する場合の技術基準における扉の規定について、現行省令では、「厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した」等の具体的な技術基準が規定されているが、今後は具体的な基準は例示基準で示すこととし、改正省令では、その性能規定として、「盗難を防止するための措置を講ずる」旨を規定する。

(2) 補強コンクリートブロックの厚さの見直し

補強コンクリートブロックについて、現行省令では厚さ「20 cm」と規定しているところ、JIS規格の市販品の厚さは「19 cm」となっている。現在普及している製品は強度も向上していることから、省令もJIS規格にあわせて「19 cm」に改正する。

（施行規則第16条、第28条、防爆壁告示）

(3) 電波を発する機器の携行の制限

電波により電気雷管が爆発する事故例（海外）が報告されていることを踏まえ、消費の技術基準の改正と同様に、火薬庫への入室時に電波を発する機器を携行することを新たに制限する。また、やむを得ず携行する場合には、火工品に対して間隔を取る等の適切な措置を講ずることを義務づける。

（施行規則第21条）

(4) 実包火薬庫の夜間点灯の廃止

実包火薬庫については、外部を夜間点灯することを努力義務としていたが、夜間点灯することで火薬庫の位置が明らかになることは、防犯の観点からは望ましいとはいえず、また、他の火薬庫でも夜間点灯は行っていないことから、廃止することとする。

（施行規則第27条の4）

(5) 旧字の修正等

「信号焰管」「虞のない」「洩れ出した」「あつて」等の旧字体の表現を修正。

(6) 防爆壁告示の改正

施行規則第31条の3において、防爆壁の基準については告示で定めるとされているところ、省令改正にあわせた記載とするため、告示についても改正を行う。

なお、この省令は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

①火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

②火薬類取締法施行規則第三十一条の三の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和三十五年通商産業省告示第七十六号）の一部を改正する告示

③「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について

（参考）改正前後の施行規則及び例示基準の対応表（貯蔵）

お問合せ先

産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1511(内線4961)

○経済産業省令第十八号 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第一号、第十一条第二項、第十二条第三項、第十五条第四項、第二十六条、第二十七条の二及び第三十五条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和六年三月二十九日 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 経済産業大臣 齋藤 健	
改	後
正	後
改	前
正	前
目次 第一章 総則（第一条―第一条の七） 第二章 第十四章 略 附則 （定置式製造設備に係る技術上の基準） 第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 五の二 略	
目次 第一章 総則（第一条―第一条の六） 第二章 第十四章 略 附則 （定置式製造設備に係る技術上の基準） 第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 五の二 略	

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解散工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火災に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合にあっては、建築材料については、この限りでない。

七 二十八 略

2・3 略

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第四号の二、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 略

二 前条第一項の表(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合にあっては、次のイから三までに定めるところによること。

イ がん具煙火を貯蔵する場所の周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあっては、床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ十九センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とすること。

ロ がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ がん具煙火を貯蔵する場所には、窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(イ)又は(五)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあっては、次のイからトまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとする。

ロ 建築物の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ニ 建築物の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

ホ 建築物の床面には、できるだけ鉄類を表さないこと。

ヘ・ト 略

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解散工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火災に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 二十八 略

2・3 略

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一 略

二 前条第一項の表(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げる場所によること。

イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあっては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとすること。

ロ 入口の扉は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。

ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。

ニ 自動消火設備を設けること。

三 前条第一項の表(イ)又は(五)の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外表面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

ホ・ヘ 略

【新設】
略

三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合にあつては、前号ヘ及びトの規定によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬、工業雷管又は電気雷管を貯蔵する場合にあつては、当該爆薬、工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに当該建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置を講ずること。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他の堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあつては、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ 〔略〕

ハ 設備の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

ニ・ホ 〔略〕

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合にあつては、前号イからホまでの規定によるほか、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 〔略〕

ロ 設備は、盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカー又はこれと同等程度に盗難を防止するための措置を講じた堅固な構造を有するものとする。

〔削る〕

ハ 設備内に棚を設ける場合にあつては、棚は、落下を防止するための措置を講じた堅固な構造とし、その表面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。

三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造とし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

ハ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱（以下「雷管収納箱」という。）を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他の堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ・ロ 〔略〕

ハ 設備の内面は、板張りとする。

ニ・ホ 〔略〕

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 〔略〕

ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする。

ハ 設備の扉は、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ニ 設備内に棚を設け、かつ、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚の落下を防止する措置を講ずること。

二 設備には、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）にあつては、堅固な設備に収納し、盗難を防止するための措置を講ずること。

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号及び第八号の二、信号炎管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号及び第八号の二（二級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）並びに第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 〔略〕

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

三 〔略〕

三の二 火薬庫は、火薬類の貯蔵以外の目的のために使用しないこと。

四 火薬庫内には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベアその他の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦又は衝動を与えないような構造のもの及び第四条第一項第二十七号の運搬車を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

四の二 電流により作動する機構を持つ火工品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合にあつては、当該火工品が爆発し、又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。

五 火薬庫内に入る場合にあつては、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、火薬類が摩擦により爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

五の二 火薬庫の入口の扉を開ける場合にあつては、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き、開函、小分け又は仕分けの作業をしないこと。ただし、火薬又は爆薬に直接触れない作業であつて、ファイバ板箱の開函その他の安全に当該作業をすることができる場合にあつては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合にあつては、最高の温度及び最低の温度を計測し、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない場合にあつては、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りでない。

八の二 火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能な高さで積むこと。

ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、堅固な設備に収納し施錠すること。

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（二級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一 〔略〕

二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

三 〔略〕

三の二 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しないこと。

四 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

〔新設〕

五 火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、搬出入装置を有する火薬庫については、この限りでない。

五の二 火薬類の搬出入作業を行う場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装置を使用して貯蔵する場合にあつては四メートル以下）とすること。

〔新設〕

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあっては、この限りでない。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合にあっては、異常の有無に注意すること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、当該ニトログリセリンを分解して除去すること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が漏れ出した場合にあっては、内容物を点検し、遅滞なく火薬類を消費し、又は廃棄すること。

十三 〔略〕

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するように維持すること。

2 〔略〕

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 〔略〕

二 火薬庫の構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあっては二十センチメートル以上とすること。

四 〔略〕

五 火薬庫に窓を設ける場合にあっては、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

六 火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。

七 火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

七の二 火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。

八 火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意すること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコール一リットルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三 〔略〕

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するように維持すること。

2 〔略〕

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 〔略〕

二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあっては二十センチメートル以上とすること。

四 〔略〕

五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。

六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

〔新設〕

八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。

九 火薬庫に暖房設備を設ける場合にあつては、暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。
十 火薬庫内に照明設備を設ける場合にあつては、照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずること。

十一 火薬庫の屋根の外面には、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合にあつては、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

十二 火薬庫には、第三十条に規定する避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

十四 火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十五・十六 [略]

（地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次条第四号及び第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

三 削除

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く）は、四十五度より急でない勾配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面には、できるだけ覆土の崩壊を防止するための措置を講ずること。

（地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 [略]

三 建物の外壁と岩壁との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四・六 [略]

七 火薬庫の入口又は火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に第三十一条に規定する土堤を設けることその他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講ずること。

九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

十一 小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。

十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

十五・十六 [略]

（地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備）

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゅうを避け、排水を完全にすること。

三 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く）は、四十五度より急でない勾配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。

（地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 [略]

三 建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゅうを避け、排水を完全にすること。

四・六 [略]

七 火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないように措置を講ずること。

〔削る〕

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、火薬類の爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 〔略〕

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にするこ

四 〔略〕

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 〔略〕

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイから二までに定めるところによること。

イ 〔略〕

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難を防止するための措置を講ずること。

二 〔略〕

八・九 〔略〕

十 火薬庫の土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、火薬庫の土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとするこ

十一 〔略〕

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたものとするこ

〔削る〕

二 火薬庫には、できるだけ第三十条に規定する避雷装置を設けるこ

三 火薬庫の周囲は、できるだけ第三十一条に規定する土堤で囲むこ

四 〔略〕

ハ 火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び、工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けるこ

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 〔略〕

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にするこ

四 〔略〕

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 〔略〕

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイから二までに定めるところによるこ

イ 〔略〕

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこ

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張るこ

二 〔略〕

八・九 〔略〕

十 土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に付随する設備を含まないものとするこ

十一 〔略〕

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とす

一の二 小屋組みは本造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外周は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とす

二 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けるこ

三 火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこ

四 〔略〕

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、盗難を防止するための措置を講じたものとする。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合にあつては、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二 削除

三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合にあつては、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下コンクリート及び基礎と一体となるように設ける。

四 火薬庫の入口は、付近の保安物件に対し、危険のおそれがない側に設け、かつ、火薬庫の付近には、消火の活動のために必要な措置を講ずること。

五 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で囲む。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 [略]

(水蓄火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の二 ビット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁及び底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがない。

二 火薬庫の屋根には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三 火薬庫には、水位計及び自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、水があふれ出るにより火薬類が流失することを防止するための措置を講ずること。

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、盗難を防ぎ得るものとする。

二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二 小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下コンクリート及び基礎と一体となるように設ける。

四 入口は、付近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設ける。

五 火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲む。

2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 [略]

(水蓄火薬庫の位置、構造および設備)

第二十七条の二 ビット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれがない。

二 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第三号及び第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。

二 火薬庫の前面の擁壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

三 火薬庫の前面の擁壁に出入口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。

四 火薬庫の出入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。

二 〔略〕

〔削る〕

2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号の規定を守らなければならない。

一 〔略〕

二 火薬庫には、窓が設けられていないこと。

三・四 〔略〕

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

〔削る〕

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては十九センチメートル以上とすること。

三 削除

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁で囲むこと。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれがないこと。

二 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

三 よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。

四 出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。

二 〔略〕

三 火薬庫の外には、できるだけ夜間点灯すること。

2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。

一 〔略〕

二 窓が設けられていないこと。

三・四 〔略〕

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

一の二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

三 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量が二トン以下の場合にあつては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。

(がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備)

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。(土堤)

第三十一条 土堤を設ける場合にあつては、次の各号の規定によらなければならない。

一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合にあつては、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁から外方に引いた全ての直線が必ず土堤の頂上の線と交差するような構造とすること。

三 土堤にトンネルを掘つて出入口とする場合にあつては、平面図において火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁からトンネルの方に引いた全ての直線が必ずトンネルの壁の線と交差するような構造とすること。

四 土堤の勾配は、四十五度より急でない勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることができる。

四の二 土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 煙火火薬庫又は煙火等の製造所の爆発の危険のある工室若しくは火薬類一時置場(以下「煙火火薬庫等」という。) 軒の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル)以上

ロ 煙火火薬庫等以外の火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場 屋頂の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル) 以上

四の三 土堤の頂部の厚さは、一メートル以上とすること。

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合にあつては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面には、できるだけ土堤の崩壊を防止するための措置を講ずること。

(簡易土堤)

第三十一条の二 簡易土堤を設ける場合にあつては、前条第一号から第三号まで及び第六号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でない勾配とすること。

(がん具煙火貯蔵庫および導火線庫の位置、構造および設備)

第二十九条 がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。

二 入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。(土堤)

第三十一条 火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。

一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交差するような構造とすること。

三 土堤にトンネルを掘つて出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交差するような構造とすること。

四 土堤は、四十五度(最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度)より急でない勾配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル) 以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。

〔新設〕

〔新設〕

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。

(簡易土堤)

第三十一条の二 火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 簡易土堤は、七十五度より急でない勾配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル) 以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。

一の二 簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ 三級火薬庫 屋頂の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル)以上

ロ 煙火火薬庫等 軒の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル)以上

一の三 簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 簡易土堤は、十分な強度を有する側壁板及び支柱を用いて堅固に土留めし、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

(防爆壁)

第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従つて設置しなければならない。

(危険のおそれがない場合の特則)

第三十二条 第二十条、第二十一条及び第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2 [略]

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 [略]

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四 十三 [略]

4 [略]

第六十七条 火薬類(不発弾等を除く。以下この項及び次項において同じ。)の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれがない方法により行わなければならない。

2 火薬類の爆発処理又は燃焼処理をする場合にあつては、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 六 [略]

3・4 [略]

[新設]

[新設]

二 十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三 頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

(防爆壁)

第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従つて設置しなければならない。

(危険の虞のない場合の特則)

第三十二条 第二十条、第二十一条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2 [略]

3 第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一 三 [略]

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四 十三 [略]

4 [略]

第六十七条 火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

2 前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 六 [略]

3・4 [略]

5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合にあつては、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解散により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項及び第二項の規定によることができる。

一～三 〔略〕

四 燃焼処理するときは、火炎や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五 〔略〕

6・7 〔略〕

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 〔略〕	1 〔略〕
2 地上式一級火薬庫の基準 一～四 〔略〕	一～四 〔略〕
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六 第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置	六 火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。
七 第二十四条第七号の火薬庫の内面	七 火薬庫の内面について、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理場合には、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解散により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項第一号及び第二項の規定によることができる。

一～三 〔略〕

四 燃焼処理するときは、火炎や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。

五 〔略〕

6・7 〔略〕

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 〔略〕	1 〔略〕
2 地上式一級火薬庫の基準 一～四 〔略〕	一～四 〔略〕
五 第二十四条第五号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該窓に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
六 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔	六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
七 第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面	七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の材質及び床面の状況を、目視及び図面により検査する。

七の二	第二十四条第七号の二の火葉庫の床面	七の二	火葉庫の床面の材料を、目視又は図面により検査する。
	八 第二十四条第八号の火葉庫の換気孔	八	火葉庫の換気孔の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
九	第二十四条第九号の火葉庫の暖房設備	九	火葉庫の暖房設備により火葉庫が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視又は図面により検査する。
十	第二十四条第十号の火葉庫の照明設備	十	火葉庫の照明設備により火葉庫が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
十一	第二十四条第十一号の火葉庫の屋根及び小屋組	十一	火葉庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
十二・十三	略	十二・十三	略
十四	第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備	十四	防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の設置の状況を、目視又は図面により検査する。
十五	第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置	十五	火葉庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
十六	略	十六	略
3	地上覆土式一級火葉庫の基準	3	地上覆土式一級火葉庫の基準
一	第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目	一	前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二・三	略	二・三	略
四	削除	四	削除
		[新設]	
		八	第二十四条第八号の火葉庫の換気孔
		九	第二十四条第九号の火葉庫の暖房装置
		十	第二十四条第十号の火葉庫の照明設備
		十一	第二十四条第十一号の火葉庫の小屋組及び屋根
		十二・十三	略
		十四	第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備
		十五	第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置
		十六	略
		3	地上覆土式一級火葉庫の基準
		一	第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目
		二・三	略
		四	第二十四条の二三号の搬出入装置を有する火葉庫以外の火葉庫の床、通気孔及び換気孔
		[新設]	
		八	火葉庫の換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
		九	暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。
		十	照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。
		十一	火葉庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
		十二・十三	略
		十四	防火設備及び警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。
		十五	火葉庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。
		十六	略
		一	前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
		二・三	略
		四	搬出入装置を有する火葉庫以外の火葉庫の通気孔及び換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五 火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
4 地中式一級火薬庫の基準	一 第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一 第二十五条において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる検査項目 二〇七 [略] 〔削る〕	一 第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二〇七 [略] 〔削る〕
5 地下式一級火薬庫の基準	一 第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一 第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号に掲げる検査項目 二〇十 [略] 6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二〇十 [略] 一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目 二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造 三及び四 削除 〔削る〕	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。 三及び四 削除 〔削る〕
五〇七 [略]	五〇七 [略]
五 第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五 火薬庫の覆土の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
4 地中式一級火薬庫の基準	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一 第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目 二〇七 [略] 八 第二十五条第八号の火薬庫の照明設備	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二〇七 [略] 八 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉器の位置を、目視により検査する。
5 地下式一級火薬庫の基準	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目 二〇十 [略] 6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二〇十 [略] 一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目 二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造 三 削除 四 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。 二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。 三 削除 四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
五〇七 [略]	五〇七 [略]

7	地中式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第二項において準用する第二十四條第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五條第六号に掲げる検査項目
	二 第二十六條第二項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。
8	地上式三級火薬庫の基準	一 第二十七條第一項において準用する第二十四條第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目
	二 第二十七條第一項第四号の火薬庫の入口	二 火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置の状況を、目視又は図面により検査する。
9	地中式三級火薬庫の基準	一 第二十七條第二項において準用する第二十四條第六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
	二 第二十七條第二項第一号の火薬庫の壁及び底面	二 火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
10	水蓄火薬庫の基準	一 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
	二 第二十七條の二第二号の火薬庫の屋根	二 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
7	地中式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第二項において準用する第二十四條第七号及び第十六号並びに第二十五條第六号及び第八号に掲げる検査項目
	二 第二十六條第二項第一号の火薬庫の構造	二 火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視及び図面により検査する。
8	地上式三級火薬庫の基準	一 第二十七條第一項において準用する第二十四條第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目
	二 第二十七條第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根	二 火薬庫の小屋組及び屋根の材質並びに盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
9	地中式三級火薬庫の基準	一 第二十七條第二項において準用する第二十四條第七号及び第十六号、第二十五條第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七條第一項第三号に掲げる検査項目
	二 第二十七條第二項第一号の火薬庫の壁及び底面	二 火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
10	水蓄火薬庫の基準	一 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
	二 第二十七條の二第二号の火薬庫の屋根	二 火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

11	横穴式水蓄火薬庫の基準	三 〔略〕
	一 〔略〕	四 第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置
	二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面の擁壁	
12	実包火薬庫の基準	三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁
	一 第二十七条の四第一項の基準	四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口
	イゝハ 〔略〕	五 第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置
13	煙火火薬庫の基準	二 第二十七条の四第二項の基準
	一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目	イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる検査項目
	二 〔略〕	ロゝホ 〔略〕
11	横穴式水蓄火薬庫の基準	三 〔略〕
	一 〔略〕	四 火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。
	二 火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査する。	
12	実包火薬庫の基準	三 火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視により検査する。
	一 第二十七条の四第一項の基準	四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。
	イゝハ 〔略〕	五 火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視により検査する。
13	煙火火薬庫の基準	二 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
	一 第二項第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	ロゝホ 〔略〕
	二 〔略〕	三 削除
11	横穴式水蓄火薬庫の基準	三 〔略〕
	一 〔略〕	四 第二十七条の二第四号の火薬庫の流出口等
	二 第二十七条の三第一号の火薬庫の内面の擁壁	
12	実包火薬庫の基準	三 第二十七条の三第二号の火薬庫の前面のよう壁
	一 第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備	四 第二十七条の三第三号の火薬庫の前面のよう壁の出入口
	イゝハ 〔略〕	五 第二十七条の三第四号の火薬庫の盗難防止の措置
13	煙火火薬庫の基準	二 第二十七条の四第二項の基準
	一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目	イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに第二十七条の四第一項第三号に掲げる検査項目
	二 〔略〕	ロゝホ 〔略〕
11	横穴式水蓄火薬庫の基準	三 〔略〕
	一 〔略〕	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該流出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を流失させない措置の状況を、目視及び図面により検査する。
	二 火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。	
12	実包火薬庫の基準	三 火薬庫の前面のよう壁の材質及び構造を、目視により検査する。
	一 第二十七条の四第一項第三号の火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。	四 火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。
	イゝハ 〔略〕	五 火薬庫の出入口の盗難防止の措置の状況を、目視により検査する。
13	煙火火薬庫の基準	二 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前号二に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	ロゝホ 〔略〕
	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

四 〔略〕 五 削除	六 〔略〕 14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準 一 〔略〕 二 第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造 三 第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉 16 15 〔略〕 土堤の基準 一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離	二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造 三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造 四 第三十一条第四号の土堤の勾配							
四 〔略〕 五 削除	六 〔略〕 一 〔略〕 二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視又は図面により検査する。 三 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。 15 〔略〕	一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 二 切通の出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつてゐることを、目視により検査する。 三 トンネルの出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつてゐることを、目視により検査する。 四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。							
四 〔略〕 五 第二十八条第三号の火薬庫の通気孔	六 〔略〕 14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準 一 〔略〕 二 第二十九条第一号の貯蔵庫の構造 三 第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉 16 15 〔略〕 土堤の基準 一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	二 第三十一条第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造 三 第三十一条第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造 四 第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ							
四 〔略〕 五 通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 六 〔略〕 一 〔略〕 二 がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、目視及び図面により検査する。 三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。 15 〔略〕	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。 二 切通の出入口を通して火薬庫の本屋を見ることができない構造となつてゐることを、目視により検査する。 三 トンネルの出入口を通して火薬庫の外壁を見ることができない構造となつてゐることを、目視により検査する。 四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。								

四の二 第三十一条第四号の二の土堤の高さ	四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
四の三 第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ	四の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
五・六 〔略〕 七 第三十一条第七号の土堤の堤面	五・六 〔略〕 七 土堤の崩壊を防止するための措置の状況を、目視により検査する。
17 簡易土堤の基準	17 簡易土堤の基準
一 〔略〕 二 第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配	一 〔略〕 二 簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
二の二 第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
二の三 第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ	二の三 簡易土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
〔新設〕	〔新設〕
〔新設〕	〔新設〕
五・六 〔略〕 七 第三十一条第七号の土堤の堤面	五・六 〔略〕 七 土堤の堤面の被覆の状況を目視により検査する。
17 簡易土堤の基準	17 簡易土堤の基準
一 〔略〕 二 第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ	一 〔略〕 二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
〔新設〕	〔新設〕
〔新設〕	〔新設〕

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		別表第四（第四十四条の五第二項関係）	
18 [略]	三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留 四 第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部	18 [略]	三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、目視又は図面により検査する。 四 簡易土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。
検査項目	保安検査の方法	検査項目	保安検査の方法
1 [略] 2 地上式一級火薬庫の基準 一〇四 [略] 五 第二十四条第五号の火薬庫の窓 六 第二十四条第六号の地盤面からの湿気を防止するための措置 七 第二十四条第七号の火薬庫の内面 七の二 第二十四条第七号の二の火薬庫の床面 八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔 九 第二十四条第九号の火薬庫の暖房設備	1 [略] 一〇四 [略] 五 火薬庫の窓の維持管理状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 六 火薬庫の床について、地盤面からの湿気を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。 七 火薬庫の内面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。 七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。 八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。 九 火薬庫の暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置及び暖房設備の燃焼しやすい物との隔離の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	1 [略] 2 地上式一級火薬庫の基準 一〇四 [略] 五 第二十四条第五号の火薬庫の窓 六 第二十四条第六号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔 七 第二十四条第七号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面 七 [新設] 八 第二十四条第八号の火薬庫の換気孔 九 第二十四条第九号の火薬庫の暖房装置	1 [略] 一〇四 [略] 五 火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。 六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。 七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。 七 [新設] 八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視により検査する。 九 暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。

十	第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十	火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
	十一 第二十四条第十一号の火薬庫の屋根及び小屋組	十一	火薬庫の屋根の外面及び小屋組の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。
十二・十三	略	十二・十三	略
	十四 第二十四条第十四号の防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備	十四	防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置並びに警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。
十五	第二十四条第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置	十五	火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
	十六 略	十六	略
3	地上覆土式一級火薬庫の基準	3	地上覆土式一級火薬庫の基準
一	第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第七号に掲げる検査項目	一	前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
	二・三 略		二・三 略
四	削除	四	削除
五	第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五	火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
	4		4
一	第二十五条において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる検査項目	一	第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
	二・七 略		二・七 略
八	削除	八	削除
十	第二十四条第十号の火薬庫の照明設備	十	照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。
	十一 第二十四条第十一号の火薬庫の小屋組及び屋根		十一 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。
十二・十三	略	十二・十三	略
	十四 第二十四条第十四号の防火設備及び警戒設備		十四 防火設備及び警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。
十五	第二十四条第十五号の盗難を防止するための措置	十五	火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
	十六 略		十六 略
3	地上覆土式一級火薬庫の基準	3	地上覆土式一級火薬庫の基準
一	第二十四条の二において準用する第二十四条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに第二十五条第七号及び第八号に掲げる検査項目	一	前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
	二・三 略		二・三 略
四	第二十四条の二第三号の搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床、通気孔及び換気孔	四	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換気孔の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。
五	第二十四条の二第四号及び第五号の火薬庫の覆土	五	火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土の勾配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
	4		4
一	第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一	第二項第七号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
	二・七 略		二・七 略
八	第二十五条第八号の火薬庫の照明設備	八	照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。

	5 地下式一級火葉庫の基準 一 第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号に掲げる検査項目 二〇十 [略] 6 地上式二級火葉庫の基準 一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目 二 [略] 三 及び四 削除 [削る] 五〇七 [略] 7 地中式二級火葉庫の基準 一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号に掲げる検査項目 二 第二十六条第二項第一号の火葉庫の構造 三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火葉庫 八 地上式三級火葉庫の基準 一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目 二 [略] 三 削除 四 [略] 五 第二十七条第一項第四号の火葉庫の入口 六 [略]	
	一 第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二〇十 [略] 一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 [略] 三 及び四 削除 [削る] 五〇七 [略] 一 第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 火葉庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。 三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火葉庫の維持管理状況を、目視により検査する。 一 第二項第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 [略] 三 削除 四 [略] 五 火葉庫の入口及び消火の活動のために必要な措置措置の維持管理状況を、目視により検査する。 六 [略]	
	5 地下式一級火葉庫の基準 一 第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目 二〇十 [略] 6 地上式二級火葉庫の基準 一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目 二 [略] 三 削除 四 第二十六条第一項第一号の二の火葉庫の小屋根及び屋根 五〇七 [略] 7 地中式二級火葉庫の基準 一 第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目 二 第二十六条第二項第一号の火葉庫の構造 三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火葉庫 八 地上式三級火葉庫の基準 一 第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目 二 [略] 三 第二十七条第一項第二号の火葉庫の小屋根及び屋根 四 [略] 五 第二十七条第一項第四号の火葉庫の入口 六 [略]	
	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二〇十 [略] 一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 [略] 三 削除 四 火葉庫の小屋根及び屋根の外面の維持管理状況を、目視により検査する。 五〇七 [略] 一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 火葉庫の盗難を防ぐ構造の維持管理状況を、目視により検査する。 三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火葉庫の維持管理状況を、目視により検査する。 一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 [略] 三 火葉庫の小屋根及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。 四 [略] 五 火葉庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、目視により検査する。 六 [略]	

9	地中式三級火薬庫の基準	9	地中式三級火薬庫の基準
	一 第二十七条第二項において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに第二十七条第一項第三号に掲げる検査項目		一 第二項第六号から第七号の二まで及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
10	水蓄火薬庫の基準	10	水蓄火薬庫の基準
	一 [略]		一 [略]
11	横穴式水蓄火薬庫の基準	11	横穴式水蓄火薬庫の基準
	一・二 [略]		一・二 [略]
12	実包火薬庫の基準	12	実包火薬庫の基準
	一 第二十七条の四第一項の基準		一 第二十七条の四第一項の基準
13	イハ [略]	13	イハ [略]
	[削る]		[削る]
14	イ 第二十七条の四第二項の基準	14	イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
	イ 第二十七条の四第二項において準用する第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。
15	ロホ [略]	15	ロホ [略]
	[略]		[略]

13 煙火火薬庫の基準 一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目 二 [略] 三 削除 四 [略] 五 削除 六 [略]	14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準 一 [略] 二 第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造 三 第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉	15 [略] 16 土堤の基準 一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離	二・三 [略] 四 第三十一条第四号の土堤の勾配
一 第二項第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 [略] 三 削除 四 [略] 五 削除 六 [略]	一 [略] 二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。 三 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	15 [略] 一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。	二・三 [略] 四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
13 煙火火薬庫の基準 一 第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目 二 [略] 三 第二十八条第一号の二の火薬庫の入口の扉 四 [略] 五 第二十八条第三号の火薬庫の通気孔 六 [略]	14 がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準 一 [略] 二 第二十九条第一号の貯蔵庫の構造 三 第二十九条第二号の貯蔵庫の入口の扉	15 [略] 16 土堤の基準 一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫までの距離	二・三 [略] 四 第三十一条第四号の土堤のこう配及び高さ
一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 二 [略] 三 火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。 四 [略] 五 通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。 六 [略]	一 [略] 二 がん具煙火貯蔵庫の維持管理状況を、目視により検査する。 三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査する。	15 [略] 一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。	二・三 [略] 四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の二 第三十一条第四号の二の土堤の高さ

四の三 第三十一条第四号の三の土堤の頂部の厚さ

五・六 〔略〕
七 第三十一条第七号の土堤の堤面

17 簡易土堤の基準

一 〔略〕
二 第三十一条の二第一号の簡易土堤の勾配

二の二 第三十一条の二第一号の二の簡易土堤の高さ

二の三 第三十一条の二第一号の三の簡易土堤の頂部の厚さ

四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

五・六 〔略〕
七 土堤の崩壊を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

一 〔略〕
二 簡易土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の二 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

二の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

〔新設〕

〔新設〕

五・六 〔略〕
七 第三十一条第七号の土堤の堤面

17 簡易土堤の基準

一 〔略〕
二 第三十一条の二第一号の簡易土堤のこう配及び高さ

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

五・六 〔略〕
七 土堤の堤面の被覆の維持管理状況を目視により検査する。

一 〔略〕
二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

〔新設〕

〔新設〕

附 則
この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

備考 表中の「」は注記である。	18 [略]	三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留 四 第三十一条の二第三号の簡易土堤の頂部
	18 [略]	三 簡易土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。 四 簡易土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。
	18 [略]	三 第三十一条の二第二号の土堤の土留 四 第三十一条の二第三号の土堤の頂部
	18 [略]	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。 四 土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。

貯蔵の技術上の基準の改正省令、例示基準について

本資料は、火薬類取締法施行規則の改正（令和6年経済産業省令第十八号）における、改正前後の規則本文と例示基準の対応を示す参考資料として作成したもの（あわせて改正した廃棄の基準の改正内容も含む）。実際の運用にあたっては、必ず施行文を確認すること。

				※傍線は改正箇所、二重傍線は新設・削除箇所		
条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準	
			■火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準			
16			【改正前の規則】 第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、 <u>第六号</u> 及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。	【改正後の規則】 第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、 <u>第四号の二</u> 、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。	【例示基準】 なし	
16	1	1	【改正前の規則】 一 火災及び盗難の防止について留意すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし	
16	1	2	【改正前の規則】 二 前条第一項の表（６）（イ）の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合 <u>には、次に掲げる</u> ところによる <u>場所においてすること</u> 。 イ <u>周囲</u> の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合に <u>あつては</u> 床は、厚さ十センチメートル以上の <u>鉄筋コンクリート造り</u> 又は厚さ <u>二十</u> センチメートル以上の <u>補強コンクリートブロック造り</u> とすること。 ロ <u>入口の扉（とびら）は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉（とびら）とすること</u> 。 ハ <u>窓</u> 、通気孔及び換気孔は、設けないこと。 ニ <u>自動消火設備</u> を設けること。	【改正後の規則】 二 前条第一項の表（６）（イ）の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合 <u>にあつては、次のイからニまでに定め</u> るところによる <u>こと</u> 。 イ <u>がん具煙火を貯蔵する場所の周囲</u> の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合に <u>あつては</u> 、床は、厚さ十センチメートル以上の <u>鉄筋コンクリート造</u> 又は厚さ <u>十九</u> センチメートル以上の <u>補強コンクリートブロック造</u> とすること。 ロ <u>がん具煙火を貯蔵する場所の入口の扉は、防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること</u> 。 ハ <u>がん具煙火を貯蔵する場所には、窓</u> 、通気孔及び換気孔は、設けないこと。 ニ <u>がん具煙火を貯蔵する場所には、自動消火設備</u> を設けること。	【例示基準】 ● <u>施行規則第１６条第２号ロに規定する入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</u> <u>１．扉は、厚さ〇．６mm以上の鉄板を使用した扉とすること。</u> <u>２．扉に錠を使用すること。</u>	
16	1	3	【改正前の規則】 三 前条第一項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ローブ発射用ロケット、 <u>信号雷管、信号焰管</u> 、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。） <u>には、次のイからへまでに</u> 定めるところによること。 イ 建築物の構造は、 <u>鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り</u> 又は <u>これ</u> と同等程度に盗難及び火災を <u>防ぎ得る構造とすること</u> 。 ロ 建築物の入口の扉は、 <u>鉄製の防火扉</u> とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 ハ 建築物の屋根の <u>外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。</u> ニ 建築物の内面は、 <u>板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。</u> [新設] <u>ホ</u> 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 <u>ハ</u> 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	【改正後の規則】 三 前条第一項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ローブ発射用ロケット、 <u>信号炎管</u> 、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。） <u>にあつては、次のイからトまでに</u> 定めるところによること。 イ 建築物の構造は、 <u>鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造</u> 又は <u>これら</u> と同等程度に盗難及び火災を <u>防止するための措置を講じたものとする</u> こと。 ロ 建築物の入口の扉は、 <u>防火扉</u> とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 ハ 建築物の屋根 <u>には、火災を防止するための措置を講じ、天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。</u> ニ 建築物の内面 <u>には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u> <u>ホ 建築物の床面には、できるだけ鉄類を表さないこと。</u> <u>ハ</u> 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 <u>ト</u> 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	【例示基準】 ● <u>施行規則第１６条第３号ロに規定する入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</u> １．扉は、 <u>次のいずれかの基準によること。</u> <u>イ</u> 日本産業規格Ｋ４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．１．２ 外扉の基準に適合し、厚さ２mm 以上の鉄板を使用した扉 <u>ロ 厚さ１mm 以上の鉄板を張ったコンクリート製のもので、厚さ５cm 以上の扉</u> <u>ハ 厚さ〇．５mm 以上の鉄板を両面に張ったコンクリート製のもので、厚さ５cm 以上の扉</u> ２．日本産業規格Ｋ４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．２ 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を使用すること。 ● <u>施行規則第１６条第３号ハに規定する屋根に講ずる火災を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</u> <u>１．屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦その他の不燃性物質を使用すること。</u> <u>２．鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又は側面の壁に緊結させた厚さ２mm以上の鉄板を使用した屋根とすること。</u> ● <u>施行規則第１６条第３号ハに規定する天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</u> <u>１．天井裏又は屋根に、日本産業規格Ｋ４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．３ 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。</u> <u>２．鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又は側面の壁に緊結させた厚さ２mm以上の鉄板を使用した屋根とすること。</u> ● <u>施行規則第１６条第３号ニに規定する建築物の内面に使用する火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料とは、木板とする。</u> ● <u>施行規則第１６条第３号へに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは、日本産業規格Ｋ４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．４ 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあつては、警鳴装置に限る。）とする。</u> ● <u>施行規則第１６条第３号へに規定する定期的にその機能を点検し、作動するよう維持することとは、日本産業規格Ｋ４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．４．３ 自動警報</u>	

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
					<u>装置の管理に関する基準に適合する方法で管理することとする。</u>
16	1	3 の 2	【改正前の規則】 三の二 前条第一項の表（１）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次の<u>イからへまで</u>に定めるところによること。 イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の<u>鉄筋コンクリート造り</u>とし、厚さは十センチメートル以上とすること。 ロ 建築物の入口の扉は、<u>鉄製の内開き</u>の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。 ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、<u>内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。</u> ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。 ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱（以下「雷管収納箱」という。）を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、<u>十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。</u>	【改正後の規則】 三の二 前条第一項の表（１）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合にあっては、前号へ及びトの規定によるほか、次の<u>イからハまで</u>に定めるところによること。 イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の<u>鉄筋コンクリート造</u>とし、厚さは十センチメートル以上とすること。 ロ 建築物の入口の扉は、<u>内開き</u>の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 ハ 建築物内に爆薬、工業雷管又は電気雷管を貯蔵する場合にあっては、当該爆薬、工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに当該建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置を講ずること。 [削る] [削る] [削る]	【例示基準】 ●施行規則第１６条第３号の２ロに規定する入口の扉に<u>講ずる</u>盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 - 扉は、厚さ４．５mm以上の鉄板を使用した扉とすること。 - 日本産業規格K４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．２ 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を使用すること。 ●<u>施行規則第１６条第３号の２ハに規定する爆薬の一部が爆発したときに建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</u> - 爆薬を収納する十分な強度を有する木箱（以下「収納箱」という。）を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は３０cm以上とし、個装容器相互間の間隔は１５cm以上とし、空間には砂を密に充填し、これを維持すること。なお、収納箱には、砂を充填したとき変形しないよう補強するとともに、転倒防止の適当な措置を講ずること。 - 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は内筒が挿入できる径とし、内筒は内径３０mm以下で爆薬を収納する部分と砂を充填する部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には厚さ１５cm以上に砂を密に充填し、これを維持すること。 - 個装容器１個に貯蔵できる爆薬は、１００g以下とすること。 ●<u>施行規則第１６条第３号の２ハに規定する工業雷管又は電気雷管の一部が爆発したときに建築物内に貯蔵する他の爆薬が爆発することを防止するための措置とは、工業雷管又は電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱（以下「雷管収納箱」という。）を設置し、その中に工業雷管又は電気雷管を入れる木製の貯蔵箱１個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は１５cm以上とし、空間には砂を密に充填し、これを維持することとする。</u>
16	1	4	【改正前の規則】 四 前条第一項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を金属製のロッカー<u>その他</u>堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、<u>信号雷管、信号焰管</u>、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）<u>には</u>、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。 イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。 ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。 ハ 設備の内面<u>は、板張り</u>とすること。 ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	【改正後の規則】 四 前条第一項の表（１）（イ）又は（５）の規定により火薬類を金属製のロッカー<u>その他の</u>堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、<u>信号炎管</u>、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）<u>にあっては</u>、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。 イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。 ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。 ハ 設備の内面<u>には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。</u> ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。 ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	【例示基準】 ●施行規則第１６条第４号イに規定する<u>設備の扉に講ずる</u>盗難を防止するための措置とは、<u>扉に錠</u>を使用することとする。 <u>（※）施行規則第１６条第４号の２により本例示基準を準用する場合は、本例示基準によるほか、次の基準によるものとする。</u> ・扉に厚さ１．６mm以上の鋼板を使用すること。 ●<u>施行規則第１６条第４号ハに規定する火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料とは、次のいずれかとする。</u> - 木板 - 導電性のゴム板 - 導電性のビニルシート ●施行規則第１６条第４号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置<u>とは</u>、日本産業規格K４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．４ 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあっては、警鳴装置に限る。）<u>とする。</u> ●<u>施行規則第１６条第４号ニに規定する定期的にその機能を点検し、作動するよう維持することとは、日本産業規格K４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．４．３ 自動警報装置の管理に関する基準に適合する方法で管理することとする。</u>
16	1	4 の 2	【改正前の規則】 四の二 前条第一項の表（１）（ロ）及び（２）から（４）までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次の<u>イからホまで</u>に定めるところによること。 イ 火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。 ロ 設備の外壁は、<u>金属製のロッカーにあっては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るもの</u>とすること。	【改正後の規則】 四の二 前条第一項の表（１）（ロ）及び（２）から（４）までの規定により火薬類を貯蔵場合<u>にあっては、前号イからホまでの</u>規定によるほか、次の<u>イからニまで</u>に定めるところによること。 イ 火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。 ロ 設備は、<u>盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカー又はこれと同等程度に盗難を防止するための措置を講じた堅固な構造を有するもの</u>とすること。	【例示基準】 ●<u>施行規則第１６条第４号の２ロに規定する盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカーとは、外壁を厚さ１．２mm以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施すこととする。</u> ●<u>施行規則第１６条第４号の２ハに規定する棚の堅固な構造とは、厚さ１．２mm以上の鋼板とし、棚の落下を防止するための措置とは、棚を溶接等で内壁に４箇所以上固定することとする。</u> ●<u>施行規則第１６条第４号の２ハに規定する火薬類</u>

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			<u>ハ 設備の扉（とびら）は、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。</u> <u>ニ 設備内に棚（たな）を設け、棚（たな）は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚（たな）の落下を防止する措置を講ずること。</u> <u>ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。</u>	[削る] <u>ハ 設備内に棚を設ける場合にあっては、棚は、落下を防止するための措置を講じた堅固な構造とし、その表面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料を使用すること。</u> <u>ニ 設備には、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。</u>	<u>の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する材料とは、次のいずれかとする。</u> <u>1. 木板</u> <u>2. 導電性のゴム板</u> <u>3. 導電性のビニルシート</u> ●<u>施行規則第16条第4号の2ニニに規定するガスを排出するために適当な排気孔を設けることとは、直径50mm以上の排気孔を2箇所以上設けることとする。</u> ●<u>施行規則第16条第4号の2ニニに規定するガスの排気孔に講ずる盗難を防止するための措置とは、火薬類が爆発し、又は発火したときに発生したガスを排出できるよう、摂氏約200度で溶融する金属を用いて排気孔を塞ぐこととする。</u>
16	1	5	【改正前の規則】 五 前条第一項の表（8）の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、 <u>信号焰管</u> 、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。） <u>には</u> 、堅固な設備に収納し <u>施錠する</u> こと。	【改正後の規則】 五 前条第一項の表（8）の規定により火薬類を貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、 <u>信号炎管</u> 、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。） <u>にあっては</u> 、堅固な設備に収納し、 <u>盗難を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ● <u>施行規則第16条第5号に規定する盗難を防止するための措置とは、設備の扉に錠を使用することとする。</u>
			■ 貯蔵上の取扱い		
21			【改正前の規則】 第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合 <u>には</u> 第八号、 <u>信号焰管</u> 、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合 <u>には第八号</u> （一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。） <u>及び</u> 第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合 <u>には</u> 第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。	【改正後の規則】 第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合 <u>にあっては</u> 第八号 <u>及び第八号の二、信号炎管</u> 、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合 <u>にあっては第八号及び第八号の二</u> （一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。） <u>並びに</u> 第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合 <u>にあっては</u> 第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。	【例示基準】 なし
21	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
21	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>たい積</u> しないこと。	【改正後の規則】 二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>堆積</u> しないこと。	【例示基準】 なし
21	1	3	【改正前の規則】 三 火薬庫内には、火薬類以外の物を貯蔵しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
21	1	3の2	【改正前の規則】 三の二 火薬庫は、 <u>貯蔵</u> 以外の目的のために使用しないこと。	【改正後の規則】 三の二 火薬庫は、 <u>火薬類の貯蔵</u> 以外の目的のために使用しないこと。	【例示基準】 なし
21	1	4	【改正前の規則】 四 火薬庫内 <u>に入る場合には</u> 、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア <u>等</u> の搬出入作業に用いられる器具で <u>あつて</u> 火薬類に摩擦 <u>及び</u> 衝動を与えないような構造のもの <u>又は</u> 第四条第一項第二十七号の <u>運搬車（以下「搬出入装置」という。）</u> を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。	【改正後の規則】 四 火薬庫内 <u>には</u> 、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア <u>その他</u> の搬出入作業に用いられる器具で <u>あつて</u> 火薬類に摩擦 <u>又は</u> 衝動を与えないような構造のもの <u>及び</u> 第四条第一項第二十七号の <u>運搬車</u> を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。	【例示基準】 なし
21	1	4の2	[新設]	【改正後の規則】 <u>四の二 電流により作動する機構を持つ火工品を貯蔵する火薬庫内には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合にあっては、当該火工品が爆発し、又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。</u>	【例示基準】 なし
21	1	5	【改正前の規則】 五 火薬庫内に入る場合 <u>には</u> 、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、 <u>搬出入装置を有する火薬庫については</u> 、この限りでない。	【改正後の規則】 五 火薬庫内に入る場合 <u>にあっては</u> 、あらかじめ定めた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、 <u>火薬類が摩擦により爆発し、又は発火するおそれがないときは</u> 、この限りでない。	【例示基準】 なし
21	1	5の2	【改正前の規則】 五の二 <u>火薬類の搬出入作業を行う場合には</u> 、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。	【改正後の規則】 五の二 <u>火薬庫の入口の扉を開ける場合にあっては</u> 、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。	【例示基準】 なし
21	1	6	【改正前の規則】 六 火薬庫内では、荷造り、荷解き <u>又は開函を</u> しないこと。ただし、 <u>ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函</u> することができる <u>ものについては</u> 、この限りでない。	【改正後の規則】 六 火薬庫内では、荷造り、荷解き、 <u>開函、小分け又は仕分けの作業を</u> しないこと。ただし、 <u>火薬又は爆薬に直接触れない作業であつて、ファイバ板箱の開函その他の安全に当該作業を</u> することができる <u>場合にあっては</u> 、この限りでない。	【例示基準】 なし
21	1	7	【改正前の規則】 七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合 <u>には</u> 、 <u>最高最低寒暖計を備え</u> 、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。	【改正後の規則】 七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合 <u>にあっては</u> 、 <u>最高の温度及び最低の温度を計測し</u> 、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。	【例示基準】 なし
21	1	8	【改正前の規則】 八 火薬類を収納した容器包装は、 <u>火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下（搬出入装</u>	【改正後の規則】 八 火薬類を収納した容器包装は、 <u>通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずること。ただし、火薬類が温度及び湿度の影響を受けない</u>	【例示基準】 ● <u>施行規則第21条第1項第8号に規定する火薬類を収納した容器包装が通気を確保するため火薬庫の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。</u>

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			<u>置を使用して貯蔵する場合にあっては四メートル以下) とすること。</u>	<u>場合にあっては、通気を確保するため火薬庫の床面に直に触れない措置については、この限りでない。</u>	<u>1. 火薬類を収納した容器包装を火薬庫の内壁から30cm以上離すこと。</u> <u>2. 火薬類を収納した容器包装が床面に直に触れないようにするため、次のいずれかを火薬庫の床面に設置すること。</u> イ 枕木 ロ すのこ（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの） ハ パレット（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの） ニ 置台（木製若しくは樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの、又は金属製で、金属製器具等が衝突しても火花が発生しないように塗装、コーティング等の処理が施されているもの）
21	1	8の2	[新設]	【改正後の規則】 <u>八の二 火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能な高さで積むこと。</u>	【例示基準】 ● <u>施行規則第21条第1項第8号の2に規定する火薬類を収納した容器包装は、荷崩れせず、安全な搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。</u> <u>1. 荷崩れによる落下を防ぐため、平積みとすること。</u> <u>2. 安全に搬出入するため、次のいずれかによること。</u> イ 積む高さは1.8m以下とすること。 ロ チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベアその他の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦又は衝動を与えないような構造のもの及び施行規則第4条第1項第27号の運搬車により搬出入作業を行う場合にあっては、積む高さは4m以下とすること。
21	1	9	【改正前の規則】 九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。	【改正後の規則】 九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。 <u>ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあっては、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
21	1	10	【改正前の規則】 十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が <u>残っている場合</u> には、異常の有無に注意をすること。	【改正後の規則】 十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が <u>残っている場合</u> に <u>あっては</u> 、異常の有無に注意をすること。	【例示基準】 なし
21	1	11	【改正前の規則】 十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、 <u>か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコール一リットルを混入したもの）を注いでニログリセリンを分解し、布片でふきとる</u> こと。	【改正後の規則】 十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、 <u>当該ニログリセリンを分解して除去する</u> こと。	【例示基準】 ● <u>施行規則第21条第1項第11号に規定するニログリセリンを分解して除去する方法とは、苛性ソーダのアルコール溶液（苛性ソーダ100gを水150mLに溶解し、これにアルコール1Lを混入したもの）を注いでニログリセリンを分解し、布片で拭き取ることとする。</u>
21	1	12	【改正前の規則】 十二 外装容器からニログリセリンが滲出し、又は吸湿液が <u>洩れ出した場合</u> には、内容物を点検し、遅滞なく <u>消費又は廃棄の措置を講ずる</u> こと。	【改正後の規則】 十二 外装容器からニログリセリンが滲出し、又は吸湿液が <u>漏れ出した場合</u> に <u>あっては</u> 、内容物を点検し、遅滞なく <u>火薬類を消費し、又は廃棄する</u> こと。	【例示基準】 なし
21	1	13	【改正前の規則】 十三 アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
21	1	14	【改正前の規則】 十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、 <u>常に</u> その機能を点検し、作動するよう維持すること。	【改正後の規則】 十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、 <u>定期的に</u> その機能を点検し、作動するよう維持すること。	【例示基準】 ● <u>施行規則第21条第1項第14号に規定する定期的にその機能を点検し、作動するよう維持することとは、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4.3 自動警報装置の管理に関する基準に適合する方法で管理することとする。</u>
21	2		【改正前の規則】 2 水蓄火薬庫においてする火薬類の取扱いについては、前項第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
21	2	1	【改正前の規則】 一 粉状の火薬類は十五パーセント以上の水分で湿潤状態にして非侵水性の袋に入れて木箱等に納め、塊状の火薬類は水と隔離しない状態で貯蔵すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
21	2	2	【改正前の規則】 二 火薬類は、水面下五十センチメートル以上の深さの水中に沈めること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
21	2	3	【改正前の規則】 三 減水しないよう絶えず注意し、減水したときは、直ちに給水すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
			■地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備		
24			【改正前の規則】 第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
24	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
24	1	2	【改正前の規則】 二 <u>構造</u> は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、 <u>コンクリートブロック造または</u> 石造とし、基礎は <u>堅ろう（・・）高位</u> とし、かつ、排水に留意すること。	【改正後の規則】 二 <u>火薬庫の構造</u> は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、 <u>コンクリートブロック造又は</u> 石造とし、基礎は <u>堅ろう高位</u> とし、かつ、排水に留意すること。	【例示基準】 なし
24	1	3	【改正前の規則】 三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分に <u>あつては</u> 厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、 <u>コンクリートブロック造または</u> 石造の部分に <u>あつては</u> 二十センチメートル以上とすること。	【改正後の規則】 三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分に <u>あつては</u> 厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、 <u>コンクリートブロック造又は</u> 石造の部分に <u>あつては</u> 二十センチメートル以上とすること。	【例示基準】 なし
24	1	4	【改正前の規則】 四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 ●施行規則第24条第4号に規定する入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 <u>1. 内扉は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 1. 1 内扉の基準に適合すること。</u> <u>2. 外扉は次の基準によること。</u> <u>イ 厚さ3mm以上の鉄板とすること。</u> <u>ロ 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 1. 2 外扉の基準に適合すること。</u> <u>3. 内扉及び外扉にはそれぞれ錠を使用すること。</u> <u>4. 外扉の錠は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 2 火薬庫に用いる錠の基準に適合すること。</u> <u>（※）施行規則第26条第1項により本例示基準を準用する場合は、「厚さ3mm以上」とあるのは「厚さ2mm以上」と読み替えるものとする。</u> <u>（※）施行規則第28条により本例示基準を準用する場合は、「厚さ3mm以上の鉄板とすること」とあるのは「厚さ3mm以上の鉄板とし、かつ、適当に補強する」と読み替えるものとし、1.、2.、ロ及び4. については適用しない。</u>
24	1	5	【改正前の規則】 五 <u>窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。</u>	【改正後の規則】 五 <u>火薬庫に窓を設ける場合にあっては、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ● <u>施行規則第24条第5号に規定する窓に講ずる直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置とは、内方の窓に不透明なものを使用するか、日射調整フィルムを貼ることとする。</u> ● <u>施行規則第24条第5号に規定する窓に講ずる盗難及び火災を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</u> <u>1. 地盤面から1.7m以上の高さとする。</u> <u>2. 10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込むこと。</u> <u>3. 外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。</u>
24	1	6	【改正前の規則】 六 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。</u>	【改正後の規則】 六 <u>火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ● <u>施行規則第24条第6号に規定する床に講ずる地盤面からの湿気を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</u> <u>1. 床と地盤面の間に空間を設け、床の高さは地盤面から30cm以上とし、2個以上の適切な数の通気孔を設ける。この場合、通気孔には金網を張り、幅20cm以上の通気孔には、直径1cm以上の鉄棒を約5cm間隔ではめ込むとともに、小動物の侵入防止に配慮すること。</u> <u>2. 床と地盤面の間に、地盤面からの湿気を防ぐことができる防湿フィルムを敷設すること。</u> <u>3. 床面に、地盤面からの湿気を防ぐことができる防湿塗料を塗布すること。</u> <u>（※）施行規則第28条により本例示基準を準用する場合は、「床の高さは地盤面から30cm以上」は適用しない。</u>
24	1	7	【改正前の規則】 七 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。</u>	【改正後の規則】 七 <u>火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ● <u>施行規則第24条第7号に規定する内面に使用する火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料とは、木板とする。</u>
24	1	7の2	【新設】	【改正後の規則】 <u>七の二 火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。</u>	【例示基準】 なし
24	1	8	【改正前の規則】 八 <u>換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずる</u>	【改正後の規則】 八 <u>火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ● <u>施行規則第24条第8号に規定する火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように換気孔を適切に設置することとは、火薬庫の大きさに応じ、</u>

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			ように <u>両つまに各一個以上を設ける</u> こと。		<u>天井に１個以上の換気孔を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるよう両妻に各１個以上の換気孔を設けることとする。</u> (※) 施行規則第２４条の２により本例示基準を準用する場合は、「<u>天井裏から外部に通ずるよう両妻に各１個以上の換気孔を設けること</u>」は適用しない。 ●<u>施行規則第２４条第８号に規定する換気孔に講ずる盗難を防止するための措置とは、金網を張ることとする。</u>
24	1	9	【改正前の規則】 九 火薬庫に<u>暖房の設備</u>を設けるときは、<u>温水以外のものを使用しない</u>こと。	【改正後の規則】 九 火薬庫に<u>暖房設備</u>を設ける場合にあつては、<u>暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。</u>	【例示基準】 ●<u>施行規則第２４条第９号に規定する暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</u> 1. <u>火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧０．１ＭＰa以下とする。）による放熱体を火薬庫内に設置すること。この場合において、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。</u> 2. <u>火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を火薬庫内に送り込むこと。この場合において、吹き出し口の温度は摂氏５０度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。</u> 3. <u>火薬類が飛散するおそれがない火薬庫でエアコンディショナを設置する場合においては、エアコンディショナの室内機の吹き出し口の温度は摂氏４０度以下とし、火薬庫の内面にはエアコンディショナの室内機の電気配線を表さないこと。</u>
24	1	10	【改正前の規則】 十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、<u>防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。</u>	【改正後の規則】 十 火薬庫内に照明設備を設ける場合にあつては、<u>照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●<u>施行規則第２４条第１０号に規定する照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</u> 1. <u>防爆式の電灯を用いること。</u> 2. <u>配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によること。</u> 3. <u>自動遮断器又は開閉器は、火薬庫外に設けること。</u>
24	1	11	【改正前の規則】 十一 <u>小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。</u>	【改正後の規則】 十一 火薬庫の屋根の外表面には、<u>火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合にあつては、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。</u>	【例示基準】 ●<u>施行規則第２４条第１１号に規定する屋根の外表面に使用する火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質とは、次のいずれかとする。</u> 1. <u>金属板</u> 2. <u>スレート板</u> 3. <u>瓦</u> (※) 施行規則第２７条第１項により本例示基準を準用する場合は、本例示基準によるほか、次の基準によるものとする。 ・鉄網セメントモルタル ●<u>施行規則第２４条第１１号に規定する小屋組を設ける場合に使用する火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる建築材料とは、木材とする。</u> (※) 施行規則第２６条第１項により本例示基準を準用する場合は、「木材」とあるのは「木材又は軽量形鋼」と読み替えるものとする。
24	1	12	【改正前の規則】 十二 火薬庫には、<u>避雷装置</u>を設けること。	【改正後の規則】 十二 火薬庫には、<u>第三十条に規定する避雷装置</u>を設けること。	【例示基準】 なし
24	1	13	【改正前の規則】 十三 火薬庫の周囲は、<u>土堤</u>で囲むこと。	【改正後の規則】 十三 火薬庫の周囲は、<u>第三十一条に規定する土堤</u>で囲むこと。	【例示基準】 なし
24	1	14	【改正前の規則】 十四 火薬庫には、<u>その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。</u>	【改正後の規則】 十四 火薬庫の<u>付近</u>には、<u>防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。</u>	【例示基準】 ●<u>施行規則第２４条第１４号に規定する防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置とは、次の基準によるものとする。</u> 1. <u>火薬庫の境界の外側に幅２m以上の防火のための空地を設けること。</u> 2. <u>火薬庫付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。</u>
24	1	15	【改正前の規則】 十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 ●<u>施行規則第２４条第１５号に規定する天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置とは、日本産業規格Ｋ４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．３ 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置することとする。</u>
24	1	16	【改正前の規則】	【改正後の規則】	【例示基準】

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。		●施行規則第24条第16号に <u>規定する盗難を防止するための警鳴装置とは、</u> 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置とする。
			■地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備		
24 の 2			【改正前の規則】 第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、 <u>第四号、第七号、第九号</u> 、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第一号、 <u>第六号から第十号まで</u> 、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次条第四号及び第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
24 の 2	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
24 の 2	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の基礎は、 <u>堅ろう（・・）高位</u> とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の <u>滞りゆう（・・・）</u> を避け、排水を完全にする。	【改正後の規則】 二 火薬庫の基礎は、 <u>堅ろう高位</u> とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の <u>滞留</u> を避け、排水を完全にすること。	【例示基準】 なし
24 の 2	1	3	【改正前の規則】 三 <u>搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。</u>	【改正後の規則】 三 <u>削除</u> (第24条第6号、第8号を引用)	【例示基準】 なし
24 の 2	1	4	【改正前の規則】 四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でない <u>こう（・・）配</u> とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。	【改正後の規則】 四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く。）は、四十五度より急でない <u>勾配</u> とし、厚さは三メートル以上とすること。	【例示基準】 なし
24 の 2	1	5	【改正前の規則】 五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ <u>芝草類で被覆</u> すること。	【改正後の規則】 五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面には、できるだけ <u>覆土の崩壊を防止するための措置を講ずる</u> こと。	【例示基準】 ● <u>施行規則第24条の2第5号に規定する覆土の崩壊を防止するための措置とは、覆土の表面を芝草類で被覆することとする。</u>
			■地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備		
25			【改正前の規則】 第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、 <u>第二十四条第七号</u> 及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、 <u>第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号</u> 及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
25	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の位置は、 <u>堅ろう（・・）</u> な地盤で、かつ、 <u>爆発</u> の際 <u>附近</u> の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。	【改正後の規則】 一 火薬庫の位置は、 <u>堅ろう</u> な地盤で、かつ、 <u>火薬類の爆発</u> の際 <u>付近</u> の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。	【例示基準】 なし
25	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができる。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
25	1	3	【改正前の規則】 三 建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の <u>滞りゆう（・・・）</u> を避け、排水を完全にする。	【改正後の規則】 三 建物の外壁と岩壁との間の空間は、湿気の <u>滞留</u> を避け、排水を完全にする。	【例示基準】 なし
25	1	4	【改正前の規則】 四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 ● <u>施行規則第25条第4号に規定する盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</u> 1. <u>火薬庫の入口</u> の扉は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 1. 2 外扉の基準に適合すること。 2. <u>火薬庫の入口</u> 及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠をそれぞれ設置すること。
25	1	5	【改正前の規則】 五 削除	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
25	1	6	【改正前の規則】 六 火薬庫の地盤の厚さは、次の表の基準によること。 【表略】	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
25	1	7	【改正前の規則】 七 火薬庫の入口 <u>または</u> 火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に <u>土堤</u> を設ける <u>等爆発</u> の際直接の衝動波が突出する <u>虞</u> がないよう <u>に</u> 措置を講ずること。	【改正後の規則】 七 火薬庫の入口 <u>又は</u> 火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に <u>第三十一条に規定する土堤</u> を設ける <u>ことその他の火薬類の爆発</u> の際直接の衝動波が突出する <u>おそれ</u> がないよう <u>にするための</u> 措置を講ずること。	【例示基準】 なし
25	1	8	【改正前の規則】 <u>ハ 火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び（・）工事、金属管工事、がい（・・）装ケーブルを使用するケーブル工事</u>	【改正後の規則】 <u>〔削る〕</u> (第24条第10号を引用)	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			<u>等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。</u>		
			■地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備		
25 の 2			【改正前の規則】 第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、 <u>第二十四条第七号</u> 及び第十六号並びに <u>第二十五条第四号及び第八号</u> の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、 <u>第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号</u> 及び第十六号並びに <u>前条第四号</u> の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
25 の 2	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、 <u>爆発</u> の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。	【改正後の規則】 一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、 <u>火薬類の爆発</u> の際付近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。	【例示基準】 なし
25 の 2	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
25 の 2	1	3	【改正前の規則】 三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間 <u>には</u> 、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。	【改正後の規則】 三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間 <u>は</u> 、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。	【例示基準】 なし
25 の 2	1	4	【改正前の規則】 四 火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
25 の 2	1	5	【改正前の規則】 五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、 <u>爆発</u> の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。	【改正後の規則】 五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、 <u>火薬類の爆発</u> の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。	【例示基準】 なし
25 の 2	1	6	【改正前の規則】 六 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のものとすること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
25 の 2	1	7	【改正前の規則】 七 第四号の放爆用トンネルは、次のイから二までに定めるところによること。 イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。 ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、 <u>爆発</u> の際軽量の飛散物となる <u>スレート板その他これに類する不燃性物質</u> で覆うこと。 ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、 <u>盗難防止のため金網を張る</u> こと。 ニ 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。 【表略】	【改正後の規則】 七 第四号の放爆用トンネルは、次のイから二までに定めるところによること。 イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。 ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、 <u>火薬類の爆発</u> の際軽量の飛散物となる <u>不燃性物質</u> で覆うこと。 ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、 <u>盗難を防止するための措置を講ずる</u> こと。 ニ 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。 【表略】	【例示基準】 <u>●施行規則第25条の2第7号ロに規定する放爆用トンネルの地上の開口部を覆う、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質とは、スレート板又は金属板とする。</u> <u>●施行規則第25条の2第7号ハに規定する放爆用トンネルの地上の開口部上面に講ずる盗難を防止するための措置とは、金網を張ることとする。</u>
25 の 2	1	8	【改正前の規則】 八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第六号の規定を準用する。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】
25 の 2	1	9	【改正前の規則】 九 火薬庫の土かぶりは、次の表の基準によること。 【表略】	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
25 の 2	1	10	【改正前の規則】 十 <u>土かぶり</u> の土は、石塊を含まないこと。また、 <u>土かぶり</u> の土には、火薬庫に <u>附随</u> する設備を含まないものとする <u>。</u>	【改正後の規則】 十 <u>火薬庫の土かぶり</u> の土は、石塊を含まないこと。また、 <u>火薬庫の土かぶり</u> の土には、火薬庫に <u>付随</u> する設備を含まないものとする <u>こと。</u>	【例示基準】 なし
25 の 2	1	11	【改正前の規則】 十一 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
			■二級火薬庫の位置、構造及び設備		
26			【改正前の規則】 第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、 <u>第九号、第十号</u> 及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、 <u>第七号の二、第九号から第十一号まで</u> 及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
26	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造</u> 又は <u>これ</u> と同等程度に盗難及び火災を <u>防ぎ得る</u> 構造とすること。	【改正後の規則】 一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造</u> 又は <u>これら</u> と同等程度に盗難及び火災を <u>防止するための措置を講じたもの</u> とすること。	【例示基準】 なし
26	1	1 の 2	【改正前の規則】 <u>一の二 小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外面</u>	【改正後の規則】 <u>[削る]</u> (第24条第11号を引用)	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			<u>は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。</u>		
26	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫には、できるだけ <u>避雷装置</u> を設けること。	【改正後の規則】 二 火薬庫には、できるだけ <u>第三十条に規定する避雷装置</u> を設けること。	【例示基準】 なし
26	1	3	【改正前の規則】 三 火薬庫の周囲は、できるだけ <u>土堤</u> で囲むこと。	【改正後の規則】 三 火薬庫の周囲は、できるだけ <u>第三十一条に規定する土堤</u> で囲むこと。	【例示基準】 なし
26	1	4	【改正前の規則】 四 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、次の表の基準によること。 【表略】	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
26	2		【改正前の規則】 2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに <u>前条第六号及び第八号</u> の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号、 <u>第七号の二、第十号及び</u> 第十六号並びに <u>第二十五条第六号</u> の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
26	2	1	【改正前の規則】 一 <u>構造</u> は、盗難を <u>防ぎ得るもの</u> とすること。	【改正後の規則】 一 <u>火薬庫の構造</u> は、盗難を <u>防止するための措置を講じたもの</u> とすること。	【例示基準】 なし
26	2	2	【改正前の規則】 二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を <u>掘って</u> 設けた場合 <u>には</u> 、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。	【改正後の規則】 二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を <u>掘って</u> 設けた場合 <u>にあっては</u> 、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。	【例示基準】 なし
			■三級火薬庫の位置、構造及び設備		
27			【改正前の規則】 第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から <u>第十号まで</u> 、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第四号から <u>第十一号まで</u> 、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
27	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の <u>補強コンクリートブロック造</u> とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。	【改正後の規則】 一 火薬庫の壁（前面の壁を除く。）は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の <u>補強コンクリートブロック造</u> とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。	【例示基準】 なし
27	1	2	【改正前の規則】 二 <u>小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。</u>	【改正後の規則】 二 <u>削除</u> (第24条第1号を引用)	【例示基準】 なし
27	1	3	【改正前の規則】 三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合 <u>には</u> 、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の <u>補強コンクリートブロック造</u> の隔壁を床の下コンクリート及び基礎と一体となるように設けること。	【改正後の規則】 三 火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）とを同時に貯蔵する場合 <u>にあっては</u> 、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の <u>補強コンクリートブロック造</u> の隔壁を床の下コンクリート及び基礎と一体となるように設けること。	【例示基準】 なし
27	1	4	【改正前の規則】 四 <u>入口</u> は、 <u>附近</u> の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の <u>外側に注水し得る設備を設けること。</u>	【改正後の規則】 四 <u>火薬庫の入口</u> は、 <u>付近</u> の保安物件に対し、危険のおそれがない側に設け、かつ、火薬庫の <u>付近には、消火の活動のために必要な措置を講ずること。</u>	【例示基準】 <u>●施行規則第27条第1項第4号に規定する火薬庫の付近に講ずる消火の活動のために必要な措置とは、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けることとする。</u>
27	1	5	【改正前の規則】 五 火薬庫の周囲は、 <u>土堤</u> 又は <u>簡易土堤</u> で囲むこと。	【改正後の規則】 五 火薬庫の周囲は、 <u>第三十一条に規定する土堤</u> 又は <u>第三十一条の二に規定する簡易土堤</u> で囲むこと。	【例示基準】 なし
27	2		【改正前の規則】 2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、 <u>第二十四条第七号</u> 及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、 <u>左</u> の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 2 地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、 <u>第二十四条第六号から第七号の二まで</u> 及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、 <u>次</u> の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
27	2	1	【改正前の規則】 一 <u>地盤</u> の厚さは、六十センチメートル以上とすること。	【改正後の規則】 一 <u>火薬庫の地盤</u> の厚さは、六十センチメートル以上とすること。	【例示基準】 なし
27	2	2	【改正前の規則】 二 住宅その他の建築物の地下に設けないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
			■水蓄火薬庫の位置、構造及び設備		
27の2			【改正前の規則】 第二十七条の二 <u>ピット式</u> の水蓄火薬庫は、その位置、構造 <u>および</u> 設備について、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十七条の二 <u>ピット式</u> の水蓄火薬庫は、その位置、構造 <u>及び</u> 設備について、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
27の2	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の壁 <u>および</u> 底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水が <u>もれる</u> おそれ <u>のない</u> こと。	【改正後の規則】 一 火薬庫の壁 <u>及び</u> 底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水が <u>漏れる</u> おそれ <u>がない</u> こと。	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
27 の 2	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の屋根は、 <u>鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とする</u> こと。	【改正後の規則】 二 火薬庫の屋根 <u>には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずる</u> こと。	【例示基準】 <u>●施行規則第27条の2第2号に規定する盗難及び火災を防止するための措置とは、屋根を鉄網セメントモルタル仕上げとすることとする。</u>
27 の 2	1	3	【改正前の規則】 三 火薬庫には、水位計 <u>および</u> 自動給水装置を設置すること。	【改正後の規則】 三 火薬庫には、水位計 <u>及び</u> 自動給水装置を設置すること。	【例示基準】 なし
27 の 2	1	4	【改正前の規則】 四 火薬庫には、 <u>あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない</u> 措置を講ずること。	【改正後の規則】 四 火薬庫には、 <u>水があふれ出るにより火薬類が流失することを防止するための</u> 措置を講ずること。	【例示基準】 <u>●施行規則第27条の2第4号に規定する水があふれ出るにより火薬類が流失することを防止するための措置とは、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈殿槽を設置することとする。</u>
27 の 3			【改正前の規則】 の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造 <u>および</u> 設備について、前条第三号 <u>および</u> 第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造 <u>及び</u> 設備について、前条第三号 <u>及び</u> 第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
27 の 3	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が <u>もれる</u> おそれ <u>のない</u> こと。	【改正後の規則】 一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が <u>漏れる</u> おそれ <u>がない</u> こと。	【例示基準】 なし
27 の 3	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の前面の <u>よう壁</u> は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。	【改正後の規則】 二 火薬庫の前面の <u>擁壁</u> は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。	【例示基準】 なし
27 の 3	1	3	【改正前の規則】 三 <u>よう壁</u> に出入り口を設けるときは、水が <u>もれる</u> おそれ <u>のない</u> 措置を講ずること。	【改正後の規則】 三 <u>火薬庫の前面の擁壁</u> に出入口を設けるときは、水が <u>漏れる</u> おそれ <u>がない</u> 措置を講ずること。	【例示基準】 なし
27 の 3	1	4	【改正前の規則】 四 <u>出入口</u> には、 <u>盗難防止</u> の措置を講ずること。	【改正後の規則】 四 <u>火薬庫の出入口</u> には、 <u>盗難を防止するための</u> 措置を講ずること。	【例示基準】 なし
			■実包火薬庫の位置、構造及び設備		
27 の 4			【改正前の規則】 第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造 <u>および</u> 設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号 <u>および</u> 第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造 <u>及び</u> 設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号 <u>及び</u> 第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
27 の 4	1	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分に <u>あつては</u> 厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、 <u>コンクリートブロック造または</u> 石造の部分に <u>あつては</u> 三十センチメートル以上とすること。	【改正後の規則】 一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分に <u>あつては</u> 厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、 <u>コンクリートブロック造又は</u> 石造の部分に <u>あつては</u> 三十センチメートル以上とすること。	【例示基準】 なし
27 の 4	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の屋根は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】
27 の 4	1	3	【改正前の規則】 <u>三 火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。</u>	【改正後の規則】 <u>[削る]</u>	【例示基準】 なし
27 の 4	2		【改正前の規則】 2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫で <u>あつて</u> 、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号 <u>並びに前項第三号の</u> 規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 2 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫で <u>あつて</u> 、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号 <u>の</u> 規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
27 の 4	2	1	【改正前の規則】 一 火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
27 の 4	2	2	【改正前の規則】 二 <u>窓が</u> 設けられていないこと。	【改正後の規則】 二 <u>火薬庫には、窓が</u> 設けられていないこと。	【例示基準】 なし
27 の 4	2	3	【改正前の規則】 三 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
27 の 4	2	4	【改正前の規則】 四 当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
			■煙火火薬庫の位置、構造及び設備		
28			【改正前の規則】 第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、 <u>第七号から第十二号まで</u> 及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、 <u>第四号、第六号から第十二号まで</u> 及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
28	1	1	【改正前の規則】 一 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は <u>補強コンクリートブロック造</u> とし、基礎は <u>堅ろう（・・）高位</u> とし、かつ、排水に留意すること。	【改正後の規則】 一 <u>火薬庫の構造</u> は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は <u>補強コンクリートブロック造</u> とし、基礎は <u>堅ろう高位</u> とし、かつ、排水に留意すること。	【例示基準】 なし
28	1	1 の 2	【改正前の規則】 <u>一の二 入口の扉（とびら）は、二重扉（とびら）とし、外扉（ひ）は耐火扉（とびら）で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉</u>	【改正後の規則】 <u>[削る]</u> (第24条第4号を引用)	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			<u>(ひ)と外扉(ひ)にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。</u>		
28	1	2	【改正前の規則】 二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分に <u>あつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては二十</u> センチメートル以上とすること。	【改正後の規則】 二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分に <u>あつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては十九</u> センチメートル以上とすること。	【例示基準】 なし
28	1	3	【改正前の規則】 三 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。	【改正後の規則】 三 <u>削除</u> 【第24条第6号を引用】	【例示基準】 なし
28	1	4	【改正前の規則】 四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量がニトンを超えの場合に <u>あつては土堤又は簡易土堤</u> で、最大貯蔵量がニトン以下の場合に <u>あつては土堤、簡易土堤又は防爆壁</u> で囲むこと。	【改正後の規則】 四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量がニトンを超えの場合に <u>あつては第三十一条に規定する土堤又は第三十一条の二に規定する簡易土堤</u> で、最大貯蔵量がニトン以下の場合に <u>あつては第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁</u> で囲むこと。	【例示基準】 なし
			■がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備		
29			【改正前の規則】 第二十九条 がん具煙火貯蔵庫 <u>または</u> 導火線庫は、その位置、構造 <u>および</u> 設備について、第二十四条第一号の規定のほか、 <u>左</u> の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第二十九条 がん具煙火貯蔵庫 <u>及び</u> 導火線庫は、その位置、構造 <u>及び</u> 設備について、第二十四条第一号の規定のほか、 <u>次</u> の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
29	1	1	【改正前の規則】 一 <u>構造</u> は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。	【改正後の規則】 一 <u>がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造</u> は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。	【例示基準】 なし
29	1	2	【改正前の規則】 二 <u>入口</u> の扉には、 <u>錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置</u> を講ずること。	【改正後の規則】 二 <u>がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口</u> の扉には、 <u>盗難を防止するための措置</u> を講ずること。	【例示基準】 <u>●施行規則第29条第2号に規定する入口の扉に講ずる盗難を防止するための措置とは、扉に錠を使用することとする。</u>
			■土堤		
31			【改正前の規則】 第三十一条 <u>火薬庫の周囲に土堤</u> を設ける場合 <u>には、左</u> の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 第三十一条 <u>土堤</u> を設ける場合 <u>にあつては、次</u> の各号の規定によらなければならない。	【例示基準】 なし
31	1	1	【改正前の規則】 一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁までメートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。	【改正後の規則】 一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫、 <u>爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋</u> の外壁までメートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。	【例示基準】 なし
31	1	2	【改正前の規則】 二 土堤に切通の出入口を設けた場合 <u>には、</u> 平面図において火薬庫 <u>の本屋</u> から外方に引いた <u>すべての</u> 直線が必ず土堤の頂上の線と <u>交さ(・)</u> するような構造とすること。	【改正後の規則】 二 土堤に切通の出入口を設けた場合 <u>にあつては、</u> 平面図において火薬庫、 <u>爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋</u> の外壁から外方に引いた <u>全ての</u> 直線が必ず土堤の頂上の線と <u>交差</u> するような構造とすること。	【例示基準】 なし
31	1	3	【改正前の規則】 三 土堤にトンネルを <u>掘つて</u> 出入口とする場合 <u>には、</u> 平面図において火薬庫 <u>の外壁</u> からトンネルの方に引いた <u>すべての</u> 直線が必ずトンネルの壁の線と <u>交さ(・)</u> するような構造とすること。	【改正後の規則】 三 土堤にトンネルを <u>掘つて</u> 出入口とする場合 <u>にあつては、</u> 平面図において火薬庫、 <u>爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋</u> の外壁からトンネルの方に引いた <u>全ての</u> 直線が必ずトンネルの壁の線と <u>交差</u> するような構造とすること。	【例示基準】 なし
31	1	4	【改正前の規則】 四 <u>土堤</u> は、四十五度(最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫で <u>あつて、</u> 土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合 <u>には、</u> 当該部分については、七十五度)より急でない <u>こう(・・)</u> 配とし、高さは <u>煙火火薬庫にあつては軒までの高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ(一・五メートル未満の場合は、一・五メートル))以上とし、頂部の厚さは一メートル以上</u> とすること。	【改正後の規則】 四 <u>土堤の勾配</u> は、四十五度より急でない <u>勾配とすること。ただし、最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該部分については、七十五度より急でない勾配とすることが出来る。</u>	【例示基準】 なし
31	1	4の2	[新設]	【改正後の規則】 <u>四の二 土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。</u> <u>イ 煙火火薬庫又は煙火等の製造所の爆発の危険のある工室若しくは火薬類一時置場(以下「煙火火薬庫等」という。) 軒の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル)以上</u> <u>ロ 煙火火薬庫等以外の火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場 屋頂の高さ(当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル)以上</u>	【例示基準】 なし
31	1	4の3	[新設]	【改正後の規則】 <u>四の三 土堤の頂部の厚さは、一メートル以上とすること。</u>	【例示基準】 なし
31	1	5	【改正前の規則】 五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合 <u>には、</u> 内面の土留は、 <u>爆発</u> の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、 <u>煙火火薬庫</u> に土堤	【改正後の規則】 五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合 <u>に</u> <u>あつては、</u> 内面の土留は、 <u>火薬類の爆発</u> の際軽量の飛散	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			を設ける場合における材料については、この限りでない。	物となるものを使用すること。ただし、 <u>煙火火薬庫等</u> に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。	
31	1	6	【改正前の規則】 六 <u>火薬庫</u> が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。	【改正後の規則】 六 <u>火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場</u> が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。	【例示基準】 なし
31	1	7	【改正前の規則】 七 土堤の堤面は、できるだけ <u>芝草類又はセメントモルタルで被覆をする</u> こと。	【改正後の規則】 七 土堤の堤面には、できるだけ <u>土堤の崩壊を防止するための措置を講ずる</u> こと。	【例示基準】 ● <u>施行規則第31条第7号に規定する土堤の崩壊を防止するための措置とは、土堤の堤面を次のいずれかで被覆することとする。</u> <u>1. 芝草類</u> <u>2. セメントモルタル</u> <u>3. 布製型枠（セメントモルタルを使用するものに限る。）</u>
			■簡易土堤		
31 の 2	1		【改正前の規則】 第三十一条の二 <u>火薬庫の周囲に簡易土堤</u> を設ける場合 <u>には</u> 、前条第一号から第三号まで <u>および</u> 第六号の規定のほか、次の各号の規定 <u>を守らなければならない</u> 。	【改正後の規則】 第三十一条の二 <u>簡易土堤</u> を設ける場合 <u>にあつては</u> 、前条第一号から第三号まで <u>及び</u> 第六号の規定のほか、次の各号の規定 <u>によらなければならない</u> 。	【例示基準】 なし
31 の 2	1	1	【改正前の規則】 一 簡易土堤は、七十五度より急でない <u>こう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上</u> とすること。	【改正後の規則】 一 簡易土堤は、七十五度より急でない <u>勾配</u> とすること。	【例示基準】 なし
31 の 2	1	1 の 2	[新設]	【改正後の規則】 <u>一の二 簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。</u> <u>イ 三級火薬庫 屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル）以上</u> <u>ロ 煙火火薬庫等 軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあつては、一・五メートル）以上</u>	【例示基準】 なし
31 の 2	1	1 の 3	[新設]	【改正後の規則】 <u>一の三 簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチメートル以上とすること。</u>	【例示基準】 なし
31 の 2	1	2	【改正前の規則】 二 <u>充分な</u> 強度を有する側壁板 <u>および</u> 支柱を用いて堅固に土留めし、 <u>爆発</u> の際軽量の飛散物となるものを使用すること。	【改正後の規則】 二 <u>簡易土堤は、十分な</u> 強度を有する側壁板 <u>及び</u> 支柱を用いて堅固に土留めし、 <u>火薬類の爆発</u> の際軽量の飛散物となるものを使用すること。	【例示基準】 なし
31 の 2	1	3	【改正前の規則】 三 <u>頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入の無いような構造とする</u> こと。	【改正後の規則】 三 <u>簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずる</u> こと。	【例示基準】 なし
			■防爆壁		
31 の 3			【改正前の規則】 第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に <u>従つて</u> 設置しなければならない。	【改正後の規則】 第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に <u>従つて</u> 設置しなければならない。	【例示基準】 なし
			■危険のおそれがない場合の特則		
32			【改正前の規則】 第三十二条 第二十条、第二十一条 <u>および</u> 第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然 <u>または</u> 人造の掩体の状態、土地 <u>または</u> 設備の状況、貯蔵火薬類の種類 <u>または</u> 数量その他の関係により危険の <u>虞</u> がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものを <u>もつて</u> 基準とする。	【改正後の規則】 第三十二条 第二十条、第二十一条 <u>及び</u> 第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然 <u>又は</u> 人造の掩体の状態、土地 <u>又は</u> 設備の状況、貯蔵火薬類の種類 <u>又は</u> 数量その他の関係により危険の <u>おそれ</u> がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものを <u>もつて</u> 基準とする。	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
			■廃棄に関する技術上の基準		
67	1		【改正前の規則】 第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれ <u>の</u> ない方法により行わなければならない。	【改正後の規則】 第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。 <u>以下この項及び次項において同じ。</u> ）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれ <u>が</u> ない方法により行わなければならない。	【例示基準】 ● <u>施行規則第67条第1項に規定する火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄の方法とは、次のいずれかの基準によること。</u> 1. 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発処理又は燃焼処理すること。 2. 水又は溶媒に可溶性の成分を主とする火薬又は爆薬は、安全な溶液として分解処理すること。 3. 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は0.5kg以下を順次に爆発処理すること。 4. 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘って入れ、又は水中に入れ、爆発処理すること。 5. 導火線は、燃焼処理又は湿潤状態として分解処理すること。 6. 導爆線及び制御発破用コードは、 <u>爆発処理</u> 又は少量ずつ燃焼処理すること。

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
					7. 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は4. に規定する方式により爆発処理し、導火管部は爆発処理又は燃焼処理すること。 8. 実包又は空包は、燃焼炉（燃焼中に実包又は空包の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。 9. 銃用雷管は、孔を掘って入れ、爆発処理する、<u>又は</u>、燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。 10. 4. から9. に掲げるもの以外の火工品は、4. から9. の基準に準じて処理すること。
67	2		【改正前の規則】 2 <u>前項</u>の爆発処理又は燃焼処理をする場合<u>には</u>、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【改正後の規則】 2 <u>火薬類</u>の爆発処理又は燃焼処理をする場合<u>にあっては</u>、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。	【例示基準】 なし
67	2	1	【改正前の規則】 一 爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	2	2	【改正前の規則】 二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を置き作業に必要でない者の通行を遮断すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	2	3	【改正前の規則】 三 廃棄しようとする火薬類は、安全な場所に置き、処分終了前に次の処分に着手しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	2	4	【改正前の規則】 四 燃焼により廃棄する場合には、焼却中はみだりに接近しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	2	5	【改正前の規則】 五 屋外において燃焼により廃棄する場合には、風の少ない日を選び、かつ、点火に際しては風下から行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	2	6	【改正前の規則】 六 電気雷管で爆発させる場合には、爆発場所を離れて導通試験を行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	3		【改正前の規則】 3 不発弾等（不発弾等の解撤作業により生じる火薬類を含む。以下次項において同じ。）の廃棄を行うために、不発弾等廃棄処理場を設けなければならない。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	4		【改正前の規則】 4 前項の不発弾等廃棄処理場（製造所内のものを除く。）は、次の各号の規定によらなければならない。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	4	1	【改正前の規則】 一 不発弾等廃棄処理場は、不発弾等廃棄処理場外の保安物件に対して、次の表の保安距離をとること。 【表略】	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	4	2	【改正前の規則】 二 不発弾等廃棄処理場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で定員を定め、定員内の従事者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	4	3	【改正前の規則】 三 不発弾等廃棄処理場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	5		【改正前の規則】 5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合には、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類で<u>あつて</u>不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、<u>第一項第一号</u>及び第二項の規定によることができる。	【改正後の規則】 5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合<u>にあっては</u>、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類で<u>あつて</u>不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、<u>第一項</u>及び第二項の規定によることができる。	【例示基準】 なし
67	5	1	【改正前の規則】 一 爆発処理するときは、想定する不発弾等の処理量及び処理回数を設定し、当該想定値に対して十分な耐爆性を有する構造の鋼製チャンバを用いること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	5	2	【改正前の規則】 二 鋼製チャンバは、繰り返しの爆発処理に対して十分な耐爆性を維持していることを確認するため、劣化を計測する装置を備え、処理の都度計測を行い、十分な耐爆性が残されていないと判断される場合には使用しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	5	3	【改正前の規則】 三 鋼製チャンバの搬入口の方向には、経済産業大臣が告示で定める基準による土堤又は防爆壁を設置すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし

条	項	号	現行の施行規則	改正後の規則	例示基準
67	5	4	【改正前の規則】 四 燃焼処理するときは、 火焰 や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。	四 燃焼処理するときは、 火焰 や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。	【例示基準】 なし
67	5	5	【改正前の規則】 五 爆発処理又は燃焼処理するときは、あらかじめ、その処理に用いる設備の能力に応じた不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で処理すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	6		【改正前の規則】 6 爆発又は燃焼以外の方法により不発弾等を廃棄する場合には、温度、圧力の急激な変化が起きないように措置が講じられた処理設備を用いること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
67	7		【改正前の規則】 7 第三項、第四項及び第五項第三号に規定する基準については、経済産業大臣が廃棄方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし